

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令に伴う
「独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程」
及び「軽自動車検査協会における年次検査事務取扱規程」の
一部改正について

自動車技術総合機構における「独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程」及び軽自動車検査協会における「軽自動車検査協会年次検査事務取扱規程」の制定については、当会ホームページ（令和8年3月9日付）にてお知らせしたところです。

今般、「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令により、車両持込み時の継続検査に係る手数料額の改定がなされることから、当該規程を一部改正し、年次検査に係る手数料額の改訂を行った旨、別紙のとおり、通知がありましたのでお知らせいたします。

<添付資料>

- ・別添1：独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規定（令和8年2月9日規定第34号）新旧対照表
- ・別添2：軽自動車検査協会年次検査事務取扱規定（令和8年2月13日協会規定第2号）新旧対照表